

議案第13号

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片山 象三

(理由)

介護保険事業計画の見直しに伴い、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の介護保険料を改正する必要があるため。

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例

西脇市介護保険条例（平成17年西脇市条例第 108号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「33,000円」を「37,200円」に改め、同項第2号中「49,500円」を「55,800円」に改め、同項第3号中「49,500円」を「55,800円」に改め、同項第4号中「59,400円」を「66,900円」に改め、同項第5号中「66,000円」を「74,400円」に改め、同項第6号から第10号までを次のように改める。

(6) 次のいずれかに該当する者 89,200円

ア 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が 120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第 144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この項において同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 96,700円

ア 合計所得金額が 200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 111,600円

ア 合計所得金額が 300万円未満である者であり、かつ、前各号

のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 126,400円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 133,900円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第1項に次の1号を加える。

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 148,800円

第2条第2項から第5項までを削り、同条第6項中「第1項第1号」を「前項第1号」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「29,700円」を「33,400円」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条第3項中「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」を「若しくは第5号ロ又は第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第39条第1項第1号から第5号まで又は第2条第1項第6号から第10号まで」に改める。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の西脇市介護保険条例第2条及び第4条第3項の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。